

## 「『新しい人事・賃金制度等』の見直しについて」の改定について団体交渉開催 65歳定年の基本給や定期昇給、 専任社員の基本給、通勤手当の 選定基準等を会社が改めて提案

本部は6月5日、「『新しい人事・賃金制度等』の見直しについて」の改定について会社提案を受け、団体交渉を開催しました。この間、会社が提案した定年延長、諸手当、通勤手当、表彰制度、住宅支援などを大きく変更する「新しい人事・賃金制度の見直し」に対して、本部は申第38号に基づく団体交渉、更なる解明を求めた申第39号に基づく団体交渉を開催して議論してきた中、会社が改めて提案を行ってきました。会社が改めた主な点は、65歳定年において、50歳以降も60歳まで定期昇給を行う、60歳以降の基本給を75/100とする、65歳の退職時に退職手当累計ポイントに20ポイント加算する等。専任社員制度について基本給を改める（5%概ね10,000円増額）。通勤手当について、経済性比較の基準を見直す、自社在来線優等列車を利用できる制度を新設等。住宅支援制度について、単身赴任者の社宅の一律使用料を新設等です。

会社は、提案を一部改めた理由について「組合との協約協定改訂交渉や提案に対する解明交渉等での要求や議論に基づいて検討した」と明らかにしましたが、職務手当や表彰制度については、改めた点はありませんでした。

本部は、会社が改めた点も含めて提案に対する改善要求の申し入れを提出していくことを通告しました。主な議論は以下の通りです。

## 《主な議論》

# 定年延長に関して改めた点と、その理由を明らかにすること！

組合：定年延長に関して改めた点を説明されたい。

会社：今までは50歳以降は定期昇給しないと提案していたが、100円の基準昇給額で定昇を実施する。等級年数に関わらず一律で、標準乗数を4とすれば毎年400円が上がっていく。特別加算については、等級経過年数が6年以内と7年以降で基準昇給額が違っていて、6年以下は1,200円で7年以上は600円であるが、これが何年経過したとしても50歳以降に特別加算として加算する場合は、1,200円にするということである。例えば、現等級年数が7年以上の人が、今までは600円だったところ、1,200円の特別加算が支給されることになる。

また、60歳に達した日以降の基本給を70/100としていたのを、5%上積みをして75とする。75は当然60歳に到達した時点の数字の75なので、定期昇給がある中での75%であり、単純に5%ということよりも、定昇で賃金上がる分、先の提案よりも向上するということである。

さらに65歳定年で退職する場合、先の提案では65歳まで勤め上げたら10ポイント加算するとしたものを、10ポイント上積みし、20ポイントとした。

組合：専任社員制度における基本給を改めたのは、何を基準に改めたのか。

会社：60歳以降の基本給70/100を75/100に変更することに合わせて、不均衡が生じないように、5%相当額を積み増すことにした。概ね10,000円程度、基本給が上がることになる。区分Ⅳが抜けているが、改めたところだけを表記している。

# 通勤手当について改めた点と、その詳細を明らかにすること！

組合：通勤手当について、経済性比較の基準を見直すとはどのように行うのか。

会社：詳細は別途周知するが、いわゆる15分ルールというのがあると思うが、その15分の比較の中で、乗車時間と乗り換え時間を踏まえるとかなり時間が短縮されるのに経路が認定されない、ということがあった。会社の乗換検索のソフトがそういう時間をきちんと把握できるようになったため、15分短縮できる経路であることを会社が認定するようにした。また、現在、通勤における経路の検索時間は、職場の始業時刻の30分前に職場に到着する時間で通勤経路を調べてもらっているが、電車等の到着時刻によっては出てくる経路がまちまちになるため、その幅を少し広めに柔軟にこれくらいの時間の中だったらどこの時間で検索してもよい、という形にしようと考えている。

組合：自社線の在来線優等列車利用を特認できる制度について、代用証等は必要なのかなど、説明されたい。

会社：検討中ではあるが、何らかの利用証明を発行して乗っていただくことになる。

組合：一定条件とは具体的にどのようなことなのか。

会社：新幹線と比べると、本数が少なく輸送力も小さいということもあり、お客様のご利用を最優先することから、社員が多く乗ってしまうというようなことがあった場合には、一度認めた区間を取り止めるとか柔軟に考えさせてもらいたいということである。区間については自社線の在来線特急列車で、乗車駅と降車駅の間が営業キロ50km以上の場合であれば使って良い。50km未満であっても、以下の区間では一部、又は全部を利用する場合は認める考えである。「南紀」多気～新宮、「しなの」中津川～塩尻、「飛驒」美濃太田～猪谷、「伊那路」新城～天竜峡、「ふじかわ」富士宮～鰍沢口。尚、自社線在来特急において伊勢鉄道区間は含まない。

組合：自転車等（自転車、原動機付自転車、自動二輪車及び自動車その他これに準ずるもの）で通勤する者に対する支給額を改めた主旨を説明されたい。

会社：中央新幹線建設に伴う事業エリア拡大により、近隣に公共交通機関等がなく自動車通勤が必要となる勤務箇所、自動車での長距離通勤が増えたこと、現地の道路事情等を考慮し改めることにした。

## **住宅支援制度について改めた点と、その主旨を明らかにすること！**

組合：住宅支援制度について、改めた点を説明されたい。

会社：単身赴任者の社宅使用料は据え置きとしていたが、別居手当の支給者に限り、低額かつ地域区分・社宅種別によらず一律にするよう新設した。会社の命で、家族と離れてそこに住まわざるをえないということで、このように提案したものである。

また、一般住宅補給金の定額化について、令和4年4月1日としていたものを、一部先行して令和2年4月1日実施とする。社宅料金の値上げ（令和4年4月1日）を見越して一般住宅に転居する場合に、会社として少し支援しようということで提案した。

持家住宅補給金については、例えば、東京の持家に住んでいて名古屋に転勤となり、通勤は困難で家族と共に名古屋の社宅に住むことになった場合、持家住宅補給金を継続して支給することとした。移転先が賃貸住宅の場合は、一般住宅補給金か持家住宅補給金のいずれかを、本人に選択してもらう。

持家住宅補給金の支給日の起算日を翌月同日としたのは、申請をするための期間を少し長くするということで、理解いただければよい。20年間支

給するものであるが、何らかの理由で申請に時間がかかって、もらえない期間が発生するということがことがないよう、支給の起算日を後ろ倒しにしたものである。

## **見直しの提案に関する議論を継続し、改善要求に応えること！**

組合：専任社員制度の基本給について、区分Ⅴを廃止しようという考えにはなかったのか。

会社：現在の枠組みで、一律５％向上させようと考えたということである。

組合：これらの変更を行った理由を明らかにされたい。

会社：貴組合との協約改訂交渉、提案の解明要求に基づき、各組合とも交渉を行う中で、会社として検討したものである。生涯賃金を相当引き上げる判断をしたので、これを重く受け止めて、60歳以降も、それぞれの持ち場で健康で生き活きと活躍していただきたいと考えている。

組合：改定に対するものを含めて、提案に対する要求をこれから提出していくので対応すること。

会社：了解。こういった提案の変更を、今後何回も繰り返すことは現時点考えていないが、意見を受けながら議論していきたい。

以上